埼玉県建築設計委託業務成績評定採点表活用マニュアル

平成21年4月

目次

はじめに

1. 採点表の概要 1-1 採点者の評価項目と細目 1-2 創意工夫の余地の大小の判断 1-3 評定点の種別	··· P.1 新基準 ··· P.2
2. 評定点の算出 2-1 業務履行中に生じた事由によ	る減点 ··· P.3
3. 標準採点表の採点基準 3-1 監督員用 3-2 評定員用 3-3 検査員用	··· P.4 ··· P.13 ··· P.17
4. 評定の修正 4-1 業務完了後に生じた事由によ	る減点 · · · P.19

はじめに

〇本マニュアルの目的

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、公共工事の品質確保に関する法律(平成17年法律13号)第3条第7項において、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならないとされている。

同法第8条第1項に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)においては、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めることとされていることから、委託業務成績採点表の採点者の判断基準を示すことにより、公共工事に関する設計等の品質確保に資することを目的とする。

〇評定にあたって

各評価項目については、発注者からの指示が前提となるなど、発注者及び発注内容に影響される項目も多いため、業務が適正な履行期間をもって発注されていたか、契約図書への記載事項や受注者への指示が的確であったかなど、評定にあたっては発注者として自らの態度等も顧みながら実施することが求められる。

1. 採点表の概要

1-1 採点者の評価項目と細目

基礎項目

・・・・全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目

創意工夫項目

・・・創意工夫に関する評価項目 (創意工夫の余地の大きい業務でのみ採点を行う項目)

〇 評価項目の配点

〇 評価項目

評価項目にはそれぞれ「評価の視点」を設定し、「評価の視点」ごとに配点している。

【表-1:評価項目の配点】

-7.0	for the caller			配	点	
項目	評価分類	評価項目	評価の視点	調査 職員	検査 職員	
		業務実施体制	実施体制	1	-	管理
			業務の全体把握	0. 5	-	技技
		管理技術者の能力	工程管理 (全体)	0. 5	-	【一術
			取組み姿勢、責任感の強さ	0. 5	-	者に
	業務の実施能力		説明力(プレゼンテーション力)、 協調性	0. 5	-	リに
			他分野との調整	0. 5	-	ス 係る
		主任担当技術者の能力	工程管理	0. 5	-	評
		(担当分野に関する評価)	取組み姿勢、責任感の強さ	0. 5	-	価
			説明カ(プレゼンテーションカ)、 協調性	0. 5	-	項
基礎項目		業務履行中の説明資料(途中成果物)に関す	記載の程度	2	-	目 <1-3
		る評価	途中成果物の内容	2	-	参照>
		調整及び説明、対応の迅速性 与条件の理解、業務への反映(設計提案) 目的の達成度	打合せ内容の理解、記録	1	-	
業務の実施状況	業務の実施状況		指示、協議事項への対応	1	-	
			与条件の理解、円滑な業務遂行、技 術的検討	1.5	-	
			仕様書、基準類の理解	1. 5	_	
			施工に関する一般的な知識 (診断業務では評価しない)	1	-	
			記載の程度	4	4	
	業務目的の達成度		成果物の内容 (積算業務、診断業務では評価しない)	4	4	
			資料等の整理、指示、協議事項への 対応	-	4	
			小計	23	12	
			合計	3	5	
		※積算業務	5、診断業務を単独で発注する場合は、	小計、合計	が異なる。	
		調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明 (プレゼンテー ションカ)	1	_	
	業務の実施状況		創意工夫、積極的な提案	1. 5	_	
創意工夫項目		提案力、業務執行技術力	専門的な知識、法令等の理解、特定 行政庁等との調整	1. 5	_	
	業務日的の遺出中)達成度 課題への対応	物理的条件、社会的条件	2	2	
	来彻日时00 建灰皮		要望、コスト	2	2	
			小計	8	4	
			合計	1	2	

〇 評価細目の構成

評価の視点ごとに、下記構成により評価細目を設定しており、

採点者は評価細目のチェックボックス(口)にチェックすることで採点を行う。 2細目ずつが同じ事項に関する評価を行う組 上段の細目 評価の視点 評価細目 「標準要素」 ※当初、チェックされた状態(加減点な し:±0)になっている。 ▼ 契約図書に基づき、実施体制を含む業務計画書等が期限までに提出された ※必要最低限の対応が見られなかった □ 提出された実施体制は、業務を適切に遂行できるような構成及び人員配置となっていた (2) - 段にチェックが入っている場合、下段を評価 ▼ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた - 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされてし 下段の細目 「加点要素」 ※該当する場合、チェックを入れる。 ※該当9の物口、/ ―...

1

|1-2||創意工夫の余地の大小の判断基準||

■創意工夫の余地の大きい業務

- ・象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務
- ・高度な技術的判断を必要とする設計業務(判断基準は①②による。)
 - ① 建築士法(昭和25年法律第202号)(※)第三条及び三条の二に規定する設計を行う業務 (設計の一部のみを発注する場合を除く。)
 - □ 一級建築士、又は、二級建築士でなければできない設計を行う業務で、 設計の全部を一括して発注する場合が該当する。
 - □ 「設計の一部のみを発注する場合」とは、実施設計、設備設計、構造設計等 設計の一部を分割して発注する場合を指す。
 - ② 上記①の業務に該当しない場合であって、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力若しくは応用力を必要とする業務
 - 例)・ 建築士法第三条に規定する設計のうち、新築の実施設計を単独で発注する業務
 - ・ 計画通知を伴う免震改修の設計の全部又は一部を発注する業務
 - 特殊な設備又は構造を有する建築物の設計の全部又は一部を発注する業務 等

※プロポーザル方式を適用した業務は、原則として創意工夫の余地の大きい業務とする。

■創意工夫の余地の小さい業務

創意工夫の余地の大きい業務以外の業務を言う。

(※)【建築士法】 <抜粋>

(一級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条

左の各号に掲げる建築物(建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。)を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーデイトリアムを有しないものを除く。) 又は百貨店の用途 に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの
- 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロツク造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの
- 四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が二以上の建築物
- 2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、 改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

(一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条の二

前条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合においては、一級建築士 又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの
- 二 延べ面積が百平方メートル(木造の建築物にあつては、三百平方メートル)を超え、又は階数が三以上の建築物

1-3 評定点の種別

□ 業務評定点

■ 基礎点 :基礎項目<1-1 表-1 参照>の得点から求められる評定点

■ 総合点 :基礎項目及び創意工夫項目<1-1 表-1 参照>の得点から求められる評定点

- ※ 創意工夫の余地の小さい業務は、(総合点)=(基礎点)となる。
- ※「業務履行中に生じた事由による減点」及び「業務完了後に生じた事由による減点」 を行う場合は、所定の点数を減ずる。

…<2-1 及び 4. 参照>

□ 管理技術者評定点

: **管理技術者に係る評価項目<1-1 表-1 参照>**に対する得点から 求められる評定点

2. 評定点の算出

2-1 業務履行中に生じた事由による減点

対象業務の履行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置がとられた場合は、当該業務の<u>総合点に対して、減点</u>することができる。

〇指名停止等の措置がとられた場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
減点数	-3点	-5点	-10点	-15点

【適応事例】

- ① 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ② 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡、承継又は公開した。
- ③ 関係法令に違反する事実が判明した。
- ④ 当該業務関係者が贈収賄等により逮捕又は控訴された。
- ⑤ 一括再委託、請負を行った。
- ⑥ 打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ⑦ その他

3. 標準採点表の採点基準

3-1 監督員用

(1)業務実施体制

	▼ 業務履	行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた	1
実施体制	□配置さ	れた人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた	2
自主管理	▼ 業務計	画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた	3
	□ 第三者	(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた	4)

- ①契約当初に<u>報告された実施体制の内容を評価</u>する。 業務を遂行するうえで、各業務分担に最低限の人員が確保されていた場合に該当する。
- ②契約当初に<u>報告された実施体制の内容の程度を評価</u>する。 履行途中で受注者側の技術者の追加・変更等がなく、当初の実施体制で業務が円滑に履行された場合に該当する。
- ③報告された実施体制によって、業務が履行されたか否かを評価する。 実施体制の報告に虚偽があった場合や、実施体制が変更された場合に、修正した業務計画書等が提出されなかった場合は該当しない。
- ④自主的な品質管理について評価する。 第三者によるチェックが行われていなくても、社内での確認の徹底や品質管理に関するマニュアルの存在など、 発注者が求める以上の自主的な品質管理に関する取り組みが認められた場合に該当する。

(2) 管理技術者の能力(業務全体に関する評価)

※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

業務全体を視野に入れて採点する。

業務の全体把握	▼ 業務の目的及び内容を把握していた	1
	□ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した	2
	▽ 業務の実施状況を把握していた	3
	□ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した	4

- ①契約図書に記載された内容についての把握の有無を評価する。
- ②上記①で把握した内容の<u>業務への活用の程度を評価</u>する。 業務目的等を踏まえ、業務の品質確保につながるよう「適切に」配下の技術者に対して指示を行うなど方針を示し、 分野間の調整を図った場合に該当する。
- ③業務の実施状況についての把握の有無を評価する。
- ④上記③で把握した内容の業務への活用の程度を評価する。 状況の変化を踏まえ、手遅れにならないよう「適時」に、業務の品質確保につながるよう「適切に」、配下の技術者に対して指示を行うなど方針を示し、分野間の調整を図った場合に該当する。

工程管理	▼ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた
	□ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった
	▼ 必要な工程管理を行った
	□ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った

※業務全体の工程管理を評価する。

- ①当初提出された業務工程表への必要な記載内容の漏れの有無を評価する。
- ②当初提出された業務工程表の記載内容の妥当性を評価する。
- ③工程管理の有無を評価する。 履行期限までに、成果物の内容について発注者が納得した状態で受領するための必要最低限の期間が確保されていた場合に該当する。
- ④工程管理の程度を評価する。 履行途中の工程管理において、十分な時間的余裕が確保されていた場合に該当する。

(2)管理技術者の能力(業務全体に関する評価) くつづき>

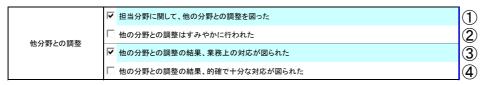
取組姿勢 責任感の強さ	▼ 打合せ等に参加した	1
	□ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた	2
	▼ 業務を統轄した	3
	□ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した	4

- ①打合せ等への参加の有無を評価する。
- ②打合せ等における積極的な態度を評価する。
- ③業務を統轄する<u>姿勢の有無を評価</u>する。 配下の技術者に対して適時に的確な指示を行っていた場合等に該当する。
- ④業務を統轄する姿勢に、主体的かつ強い責任感が見られたか否かを評価する。

	>	業務の実施方針等に対する説明がなされた	1
説明力 (プレゼンテーションカ)		説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった	2
協調性		発注者の意図を理解する姿勢が見られた	3
		発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した	$\overline{(4)}$

- ①業務の実施方針等に関する説明の有無を評価する。
- ②業務の実施方針等に関する<u>説明の内容を評価</u>する。 説明内容のわかりやすさに加え、業務履行段階の手戻りや、発注者による指導・修正の程度などにより 説明内容が適切であったか否かを判断する。
- ③業務の成果として発注者が求めているものを理解しようとする姿勢の有無を評価する。
- ④業務の成果として発注者が求めているものへの理解及び協調性の有無を評価する。 業務の成果として発注者が求めているものを理解した上で、発注者を含む関係者の意見を受け入れる態度、 円滑な人間関係の構築など、協調性をもって業務を遂行したか否かにより判断する。
- (3)主任担当技術者の能力(担当分野に関する評価)
 - ※主任担当技術者とは、管理技術者の下で、担当分野に係る業務を履行する技術者をいう。 ※管理技術者と主任担当技術者の兼任を認めている場合にも採点を行う。

各分野の主任担当技術者を採点する。



- ※他分野が存在しない場合、担当分野内の調整について評価する。
- ①担当分野と関わりのある事項について、<u>他の分野との調整の有無を評価</u>する。 管理技術者が行う分野間の調整が、業務全体を見ているのに対して、主任担当技術者のそれは、あくまでも 担当分野に主眼をおいたものになる。
- ②<u>調整の迅速さを評価</u>する。 発注者が調整結果を理解し、了解するために必要な時間的余裕をもって調整が行われた場合に該当する。
- ③調整結果の業務への反映の有無を評価する。
- ④調整結果の<u>業務への反映の程度を評価</u>する。 調整が必要となった何らかの問題・課題を、調整により解決し、かつその内容及び方法が業務目的等に照らして 妥当であった場合に該当する。

(3)主任担当技術者の能力(担当分野に関する評価) くつづき>

工程管理	▼ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されて しいた
	□ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった
	▼ 担当分野について必要な工程管理を行った

※他分野が存在しない場合、担当分野内の工程管理を評価する。

- (1) 当初提出された業務工程表への必要な記載内容の漏れの有無を評価する。
- ②当初提出された業務工程表の記載内容の妥当性を評価する。
- ③必要な工程管理の有無を評価する。 履行期限までに、成果物の内容について発注者が納得した状態で受領するための必要最低限の期間が確保されていた場合に該当する。
- ④工程管理の程度を評価する。 履行途中の工程管理において、十分な時間的余裕が確保されていた場合に該当する。

取組姿勢	▼ 打合せ等に参加した	1
	□ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた	2
	▼ 担当分野の成果物の取りまとめを行った	<u>3</u>
	成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた	4)

- ①打合せ等への参加の有無を評価する。
- ②打合せ等における積極的な態度を評価する。
- ③担当分野の成果をとりまとめたか否かを評価する。
- ④担当分野の成果の<u>とりまとめに、主体的かつ責任感をもって取り組んだか否かを評価</u>する。

	▼ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がされた	1
説明力 (プレゼンテーションカ)	□ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった	2
協調性	▼ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた (3
	デー 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した (4

- ①業務の実施方針等に関する説明の有無を評価する。
- ②業務の実施方針等に関する<u>説明の内容を評価</u>する。 説明内容のわかりやすさに加え、業務履行段階の手戻りや、発注者による指導・修正の程度などにより 説明内容が適切であったか否かを判断する。
- ③業務の成果として発注者が求めているものを<u>理解しようとする姿勢の有無を評価</u>する。
- ④業務の成果として発注者が求めているものへの理解及び協調性の有無を評価する。業務の成果として発注者が求めているものを理解した上で、発注者を含む関係者の意見を受け入れる態度、 円滑な人間関係の構築など、協調性をもって業務を遂行したか否かにより判断する。

(4)業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価

最終成果物に至る説明資料(設計案、構造計算書案、数量計算書案、 診断報告書案 など)について評価する。

記載の程度	▼ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった	1)
	□ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった	<u>2</u>)
	▼ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった	<u>3</u>
	□ 途中成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた	<u>4</u>)

①<u>記載の量(情報量)を評価</u>する。 審査できる最低限の記載とは、発注者が途中成果物の内容を理解し、必要な指摘・指示を行うために必要な 最低限の情報が得られるような記載の量をいう。

②記載の量(情報量)の程度を評価する。

十分な記載とは、発注者が途中成果物の内容を容易に理解でき、必要な指摘・指示を行うために必要な情報が、 参考情報も含めて詳細かつ網羅的に得られるような記載の量をいう。

③記載の表現(情報の表示)を評価する。

理解しうる表現とは、発注者が途中成果物の内容を理解し、必要な指摘・指示を行うために必要な最低限の情報が 得られるような記載の表現(表示の方法)をいう。

図面表記の一般的なルールに従った表現、標準詳細図や指定された書式を利用した表現などが行われていた場合に 該当する。

④<u>記載の表現(情報の表示)の程度を評価</u>する。 理解しやすくするための表現上の工夫には、背景や経緯の分かる資料、概要書や一覧表の作成、図表の活用、 部分詳細の図示、分野をまたがった表現、成果物以外での説明上の工夫(透視図、模型等)などが考えられる。

		_
	▼ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)は無かった	1
途中成果物の内容	ここことに ミスは 簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった	2
近年成朱初の内谷	途中成果物は概ね業務の目的に沿った内容であった	3
	□ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた	(4)

①重大なミスの有無を評価する。

重大なミス(手戻り・差替え)の有無を、最終成果に至るまでの手戻りや、発注者による指導・修正の程度により 判断する。

②ミスの程度を評価する。 最終成果に至るまでに、軽微なミス(簡易に修正できるもの)のみ、又はほとんどミスがないなど、発注者に係る負担が 小さい場合に該当する。

③途中成果物の内容を評価する。

途中成果物が、業務目的等に照らして妥当な方向性であった場合に該当する。

④途中成果物の内容の程度を評価する。

途中成果物が、特段の指摘を行わなくても発注者の意図を反映していた場合に該当する。

(5)調整及び説明、対応の迅速性

	V	打合せごとに打合せ記録簿が作成された	1
打合せ内容の理解、記録		打合せ記録簿は、迅速かつ的確に作成された	2
	V	打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた	3
		打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた	4)

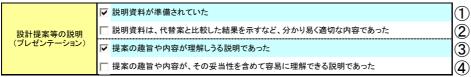
- ①打合せ記録簿の作成の有無を評価する。
- ②打合せ記録簿の作成の迅速さ、及びその内容の的確性を評価する。 迅速さの判断は、発注者が打合せ記録を理解し、必要な修正を指示できるだけの時間的余裕をもって行われたか 否かにより行う。
- ③打合せ後の対応の有無を評価する。
- ④打合せ後の対応の内容を評価する。

が確かつ十分な対応とは、打合せの結果が関係者に周知され、それに沿った必要な修正等が迅速に行われることをいう。

指示、協議事項への対応・	V	発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた	1
		発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた	2
	굣	発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった	3
		発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった	4)

- ①対応の有無を評価する。
- ②対応の迅速さを評価する。 発注者が対応の内容を理解し、必要な指摘や指示を行えるだけの時間的余裕をもって行われた場合に該当する。
- ③対応の内容を評価する。 指示・協議事項の趣旨を理解し、その対応が趣旨に沿っていた場合に該当する。
- 4対応の内容の程度を評価する。

対応が指示・協議事項の趣旨に沿っており、関連項目に関する検討や、他の分野への影響など、技術的な調整が 図られた場合に該当する。



(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ① 説明資料の有無を評価する。
- ②説明資料の内容を評価する。
- ③理解しうる説明の有無を評価する。 発注者が提案の趣旨や内容を把握できるような説明がなされた場合に該当する。
- ④理解しうる<u>説明内容の程度を評価</u>する。 発注者が、提案の妥当性を確認し、必要な指示・指導ができるように、提案根拠や代替案との比較結果などを 含めた説明がなされた場合に該当する。

(6)与条件の理解、業務への反映(設計提案)

設計与条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	굣	当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた	1
		与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた	2
	⊽	業務の各段階で必要な検討がなされていた	3
		検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった	<u>4</u>

- ①情報収集の有無を評価する。
- ②情報の反映の程度を評価する。 収集された情報に基づき、与条件に合致した業務が行われた場合に該当する。

③検討の有無を評価する。 業務の各段階において、検討すべき項目の抽出及びその検討を行った場合に該当する。

④検討の内容を評価する。

業務の目的等に沿った技術的な検討や関連項目の検討、他の分野への影響など、技術的な調整が図られ、 その検討結果が発注者の意図に応えるものであった場合に該当する。

	▼ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた	1
仕様書	□ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた	2
基準類の理解	▼ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた	3
	実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となってい た	<u>4</u>)

- ①基本法令や、契約図書で適用した基準類等の理解の有無を評価する。 発注者が適宜必要な指導をしながら、業務を履行できる程度に、適用基準類等の内容を理解していた場合に 該当する。
- ②基本法令や、契約図書で適用した基準類等の理解の程度を評価する。 発注者の指導がほとんど必要ないほど、適用基準類等を理解していた場合に該当する。
- ③適用基準類等の適切な<u>反映の有無を評価</u>する。 発注者が適宜必要な指導を行うことで、適用基準類等を満足した成果が得られた場合に該当する。
- ④適用基準類等の適切な反映の程度を評価する。 発注者がほとんど指導しなくても、適用基準類等を満足した成果が得られた場合に該当する。

	▼ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた	1
施工に関する	□ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた	2
一般的な知識	▼ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた	3
	□ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた	(4)

(診断業務では評価しない。)

- ①③知識の有無を評価する。
 - 標準的な工事を対象とした設計に当たって必要となるような知識を有している場合に該当する。
- ②4知識の反映の程度を評価する。
 - 分野間や担当者間の調整等により、知識が成果に十分に反映されている場合に該当する。

(6) 与条件の理解、業務への反映(設計提案) くつづき>

創意工夫	▼ 発注者の求めに応じて、成果物のレベルを向上させるための提案を行った	1
	□ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた	2
	▼ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた	3
	□ 提案内容を採用することによって、成果物のレベルが著しく向上した	4

(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ①発注者の求めに応じた提案の有無を評価する。
- ②積極的かつ自発的な提案の有無を評価する。
- ③提案の内容を評価する。 品質が向上するような提案があった場合に該当する。
- ④提案の採用の有無及びその結果を評価する。 提案の採用により、品質の向上が果たされた場合に該当する。

	▼ 設	計提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた	1
専門的な知識、法令等の	□設	計提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた	2
特定行政庁等との調整	☑ 特	f定行政庁等の関係者との調整を行った	3
	□ 特	f定行政庁等の関係者との調整を円滑かつ適切に行った	4

(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ①<u>専門的な知識等の理解の有無を評価</u>する。 設計提案のために必要な専門的知識として、特殊な設備、構造、施工(工法)、材料に関する知識、都市計画に 関する知識及びコストに関する知識などを想定している。
- ②専門的な知識等の反映の有無を評価する。 分野間や担当者間の調整や詳細な事前検討等によって知識等が成果に十分反映されている場合に該当する。
- ③調整の有無を評価する。

特定行政庁以外の関係者としては、評価機関、学識経験者、地域住民、新技術等の開発者、施設管理者などを 想定している。

④調整の内容を評価する。

業務工程上(もしくは工事工程上)に支障を生じないよう、手戻りがなく計画的に調整が行われた場合に該当する。

(7)業務目的の達成度

ここで想定している成果物とは、以下のようなものである。業務内容に応じて、成果物は異なる。

設計業務→設計図面(意匠図、構造図、設備図など)、構造計算書、数量計算書

診断業務→診断報告書

	成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった	(1
	成果物には十分な記載(書き込み)があった	<u>(</u>
記載の程度		
	成果物の内容が理解しうる表現であった	(3
	成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた	4

①記載の量(情報量)を評価する。

最低限の記載とは、発注者が成果物の内容を理解し、それを活用するのに必要な最低限の情報が得られるような 記載の量をいう。

②記載の量(情報量)の程度を評価する。

十分な記載とは、発注者が成果物の内容を容易に理解でき、それを活用するのに必要な情報が、参考情報も含めて 詳細かつ網羅的に得られるような記載の量をいう。

③記載の表現(情報の表示)を評価する。

理解しうる表現とは、発注者が成果物の内容を理解し、それを活用するのに必要な最低限の情報が得られるような 記載の表現(表示の方法)をいう。

図面表記の一般的なルールに従った表現、標準詳細図や指定された書式を利用した表現などが行われていた場合に 該当する。

④記載の表現(情報の表示)の程度を評価する。 理解しやすくするための表現上の工夫には、背景や経緯の分かる資料、概要書や一覧表の作成、図表の活用、 部分詳細の図示、分野をまたがった表現、成果物以外での説明上の工夫(透視図、模型等)などが考えられる。

	成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた	(1)
成果物の内容	- 成果物の内容は、発注者の意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に 配慮されたものであった	2
成果物の内容	・ 成里物の内容は 安全対策 環境施策への対応に配慮されていた。	3
	成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた	4

(診断業務では評価しない。)

①成果物の内容を評価する。

予算内で所要性能(契約図書において示した適用基準類等)を満たしており、成果物として最低限の品質を 確保していた場合に該当する。

②成果物の内容の程度を評価する。

上記①を満たした上で、コストバランスに優れ、利用者の利便に配慮した内容となっていた場合に該当する。

③安全対策、環境施策への対応の有無を評価する。

安全対策、環境施策について、要求する性能・水準を満たしていた場合に該当する。

- ・安全対策とは、防災性(耐震・耐火災・耐浸水・耐風・耐雪・耐寒・耐落雷等)や防犯性、 施工時の安全対策への配慮等を指す。
- ・環境施策とは、長寿命(フレキシビリティの確保、構造体の耐久性等)、建設副産物の発生抑制・再資源化、 エコマテリアル(低環境負荷材料、副産物・再資源の活用等)、 負荷の低減(建物配置・断熱・自然エネルギーの使用等)、周辺環境の保全等を指す。

④安全対策、環境施策への対応の程度を評価する。

上記③を満たした上で、さらに独自の工夫が見られ、その内容が成果物に反映されていた場合に該当する。

(8)課題への対応

		V	敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決方策に創意工夫が見られた	1
	物理的条件		採用された創意工夫は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	2
社会的条件	2	敷地周辺への配慮、ユニバーサルデザインへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決方策に 創意工夫が見られた	<u>3</u>	
			採用された創意工夫は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	4

(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ①③課題に対する<u>創意工夫の有無を評価</u>する。 課題に対し、積極的な提案を行うなどの努力によって解決に至った場合に該当する。
- ②④課題に対する<u>創意工夫の内容を評価</u>する。 業務目的等や発注者の意図を反映し、予算的に妥当な範囲で、技術的にも実現可能であり、かつ受注者の独創に 基づいた創意工夫が見られた場合に該当する。

	▼ 利用者の要望に対する解決方策に創意工夫が見られた	1
要望	□ 採用された創意工夫は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	2
コスト	▼ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた	3
	□ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	4

(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ①課題に対する<u>創意工夫の有無を評価</u>する。 課題に対し、積極的な提案を行うなどの努力によって解決に至った場合に該当する。
- ②課題に対する<u>創意工夫の内容を評価</u>する。 業務目的等や発注者の意図を反映し、予算的に妥当な範囲で、技術的にも実現可能であり、かつ受注者の独創に 基づいた創意工夫が見られた場合に該当する。
- ③<u>コスト配分について評価</u>する。 予算内で要求する性能・水準を満たした上で、工事の目的に照らして、重点的に整備すべき部分(箇所)に 相応の予算を見込んだコスト配分がされていた場合に該当する。
- ④費用対効果について評価する。 事業予算に対して大幅なコスト縮減を図った場合や、予算内で整備効果の最大化が図られたと認められる場合に該当する。

3-2 評定員用

(1)業務実施体制

	▼ 契約図書に基づき、実施体制を含む業務計画書等が期限までに提出された
実施体制	──提出された実施体制は、業務を適切に遂行できるような構成及び人員配置となっていた
自主管理	▼ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた
	第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた

- ①契約当初における、実施体制についての<u>期限までの報告の有無を評価</u>する。 契約締結後14日以内に業務計画書が提出された場合に該当する。
- ②契約当初に<u>報告された実施体制の内容を評価</u>する。 履行途中で受注者側の技術者の追加・変更等がなく、当初の実施体制で業務が円滑に履行された場合に該当する。
- ③報告された実施体制によって、業務が履行されたか否かを評価する。 実施体制の報告に虚偽があった場合や、実施体制が変更された場合に、修正した業務計画書等が提出されなかった 場合は該当しない。
- ④自主的な品質管理について評価する。第三者によるチェックが行われていなくても、社内での確認の徹底や品質管理に関するマニュアルの存在など、 発注者が求める以上の自主的な品質管理に関する取り組みが認められた場合に該当する。

(2)管理技術者の能力

※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

	☑ 業務の目的、内容及び業務の実施状況を把握していた	(1)
業務の全体把握	□ 業務の目的、内容及び業務の実施状況を踏まえ、適時に適切な業務実施の方針を提示した	$\widetilde{2}$
工程管理	☑ 業務全体について、必要な工程管理を行った	<u>3</u>
		4

- ①契約図書に記載された内容の理解及び業務の実施状況についての把握の有無を評価する。
- ②上記①で把握した内容について、<u>業務への活用の程度を評価</u>する。 業務の目的や状況の変化等を踏まえ、手遅れにならないよう「適時」に、業務の品質確保につながるよう「適切に」 配下の技術者に対して指示を行うなど方針を示し、分野間の調整を図った場合に該当する。
- ③必要な工程管理の有無を評価する。 履行期限までに、成果物の内容について発注者が納得した状態で受領するための必要最低限の期間が確保されていた場合に該当する。
- ④工程管理の程度を評価する。 履行途中の工程管理において、十分な時間的余裕が確保されていた場合に該当する。

(3)主任担当技術者の能力

※主任担当技術者とは、管理技術者の下で、担当分野に係る業務を履行する技術者をいう。 ※管理技術者と主任担当技術者の兼任を認めている場合にも採点を行う。

	✓ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った	(1
他分野との調整	□ 担当分野に関して、他の分野との調整が適切に行われ、十分な成果が得られた	$\tilde{2}$
工程管理	☑ 担当分野について、必要な工程管理を行った	(<u>3</u>
		$\widetilde{4}$

※他分野が存在しない場合は、担当分野内の調整について評価する。

- ①担当分野と関わりのある事項について、<u>他の分野との調整の有無を評価</u>する。 管理技術者が行う分野間の調整が、業務全体を見ているのに対して、主任担当技術者のそれは、あくまでも 担当分野に主眼をおいたものになる。
- ②他の分野と行った調整の内容を評価する。
 - ・適切な調整とは、調整の時期、内容及び方法が、業務の目的に照らして妥当であることをいう。
 - ・十分な成果とは、調整が必要となった何らかの問題・課題を、調整により解決できたことをいう。
- ③必要な工程管理の有無を評価する。

履行期限までに、成果物の内容について発注者が納得した状態で受領するための必要最低限の期間が確保されていた場合に該当する。

④工程管理の程度を評価する。

履行途中の工程管理において、十分な時間的余裕が確保されていた場合に該当する。

(4)業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価

(最終)成果物に至る説明資料(設計案、構造計算書案、数量計算書案、診断 報告書案 など)について評価する。

途中成果物の内容	▼ 途中成果物は、理解しうる表現で最低限の記載(書き込み)があった	1
	□ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があり、理解しやすいように表現が工夫されていた	2
	▼ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)は無く、業務目的に沿った内容であった	3
	□ ミスはほとんど無く、発注者の意図が十分反映された内容となっていた	4

①記載の量及び表現を評価する。

・理解しうる表現とは、発注者が途中成果物の内容を理解し、必要な指摘・指示を行うために必要な最低限の情報が得られるような記載の表現(表示の方法)をいう。

図面表記の一般的なルールに従った表現、標準詳細図や指定された書式を利用した表現などが行われた場合に該当する。

・最低限の記載とは、発注者が途中成果物の内容を理解し、必要な指摘・指示を行うために必要な最低限の情報が得られるような記載の量をいう。

②記載の量及び表現の程度を評価する。

- ・十分な記載とは、発注者が途中成果物の内容を容易に理解でき、必要な指摘・指示を行うために必要な情報が、参考情報も含めて詳細かつ網羅的に得られるような記載の量をいう。・理解しやすくするための表現上の工夫には、背景や経緯の分かる資料、概要書や一覧表の作成、図表の活用、
- ・理解しやすくするための表現上の工夫には、背景や経緯の分かる資料、概要書や一覧表の作成、図表の活用、 部分詳細の図示、分野をまたがった表現、成果物以外での説明上の工夫(透視図、模型等)などが考えられる。

③重大なミスの有無及び途中成果物の内容を評価する。

最終成果に至るまでの手戻り、発注者による指導・修正の程度や、途中成果物が業務目的等に照らして妥当な方向性であったか等により判断する。

④ミスの程度及び途中成果物の内容の程度を評価する。

ミスがほとんど無く、特段の指摘を行わなくても発注者の意図を反映していた場合に該当する。

(5)与条件の理解、業務への反映(設計提案)

	▼ 与条件や必要な項目についての検討がなされた	1
与条件の理解 業務への反映	□ 検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった	2)
(設計提案)	▼ 業務を行う上で必要となる基準や法令類や施工方法等に関する知識を有していた	<u>3</u>
	□ 上記の知識が、設計内容に十分反映されていた	•

(診断業務では評価しない。)

- ①検討の有無を評価する。
 - 業務の各段階において、検討すべき項目の抽出及びその検討を行った場合に該当する。
- ②検討の内容を評価する。

業務の目的等に沿った技術的な検討や関連項目の検討、他の分野への影響など、技術的な調整が図られ、 その検討結果が発注者の意図に応えるものであった場合に該当する。

- ③基本法令、基準類及び関連する施工方法等の知識の有無を評価する。 発注者が適宜必要な指導をしながら業務を履行できる程度に、適用基準類等の内容を理解していた場合に該当する。
- ④上記③の知識の設計内容への反映の程度を評価する。 発注者がほとんど指導しなくても、適用基準類等を満足した成果が得られた場合に該当する。

(6)業務目的の達成度

ここで想定している成果物とは、以下のようなものである。業務内容に応じて、成果物は異なる。

設計業務→設計図面(意匠図、構造図、設備図など)、構造計算書、数量計算書

診断業務→診断報告書



①記載の量(情報量)を評価する

最低限の記載とは、発注者が成果物の内容を理解し、それを活用するのに必要な最低限の情報が得られるような 記載の量をいう。

- ②記載の量(情報量)の程度を評価する。
- 十分な記載とは、発注者が成果物の内容を容易に理解でき、それを活用するのに必要な情報が、参考情報も含めて 詳細かつ網羅的に得られるような記載の量をいう。
- ③記載の表現(情報の表示)を評価する。

理解しうる表現とは、発注者が成果物の内容を理解し、それを活用するのに必要な最低限の情報が得られるような 記載の表現(表示の方法)をいう。

図面表記の一般的なルールに従った表現、標準詳細図や指定された書式を利用した表現などが行われていた場合に 該当する。

④記載の表現(情報の表示)の程度を評価する。 理解しやすくするための表現上の工夫には、背景や経緯の分かる資料、概要書や一覧表の作成、図表の活用、 部分詳細の図示、分野をまたがった表現、成果物以外での説明上の工夫(透視図、模型等)などが考えられる。

(6)業務目的の達成度 くつづき>

		成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた	(1)
# 用 性 の 中 空		成果物の内容は、発注者の意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に 配慮されたものであった	<u>2</u>
成果物の内容	✓	成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた	3
		成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた	4

(診断業務では評価しない。)

①成果物の内容を評価する。

予算内で所要性能(契約図書において示した適用基準類等)を満たしており、成果物として最低限の品質を 確保していた場合に該当する。

②成果物の内容の程度を評価する。

上記①を満たした上で、コストバランスに優れ、利用者の利便に配慮した内容となっていた場合に該当する。

③安全対策、環境施策への<u>対応の有無を評価</u>する。 安全対策、環境施策について、要求する性能・水準を満たしていた場合に該当する。

- ・安全対策とは、防災性(耐震・耐火災・耐浸水・耐風・耐雪・耐寒・耐落雷等)や防犯性、 施工時の安全対策への配慮等を指す。
- ・環境施策とは、長寿命(フレキシビリティの確保、構造体の耐久性等)、建設副産物の発生抑制・再資源化、 エコマテリアル(低環境負荷材料、副産物・再資源の活用等)、 負荷の低減(建物配置・断熱・自然エネルギーの使用等)、周辺環境の保全等を指す。

④安全対策、環境施策への対応の程度を評価する。

上記③を満たした上で、さらに独自の工夫が見られ、その内容が成果物に反映されていた場合に該当する。

(7)課題への対応

	▼ 設計与条件、要望等に対する解決方策に創意工夫が見られた	1
物理的条件 社会的条件	□ 採用された創意工夫は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	2
要望 コスト	▼ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた	3
	□ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	4

(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ①課題に対する<u>創意工夫の有無を評価</u>する。 課題に対し、積極的な提案を行うなどの努力によって解決に至った場合に該当する。

②課題に対する<u>創意工夫の内容を評価</u>する。 業務目的等や発注者の意図を反映し、予算的に妥当な範囲で、技術的にも実現可能であり、かつ受注者の独創に 基づいた創意工夫が見られた場合に該当する。

③コスト配分について評価する。

予算内で要求する性能・水準を満足した上で、工事の目的に照らして、重点的に整備すべき部分(箇所)に 相応の予算を見込んだコスト配分がされていた場合に該当する。

4)費用対効果について評価する。

事業予算に対して大幅なコスト縮減を図った場合や、予算内で整備効果の最大化が図られたと認められる場合に 該当する。

3-3 検査員用

(1)業務目的の達成度

ここで想定している成果物とは、以下のようなものである。業務内容に応じて、成果物は異なる。

設計業務→設計図面(意匠図、構造図、設備図など)、構造計算書、数量計算書

診断業務→診断報告書

				_
		>	成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった	1
	記載の程度		成果物には十分な記載(書き込み)があった	2
	配製の程度	V	成果物の内容が理解しうる表現であった	3
			成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた	4

①記載の量(情報量)を評価する。

最低限の記載とは、発注者が成果物の内容を理解し、それを活用するのに必要な最低限の情報が得られるような 記載の量をいう。

②記載の量(情報量)の程度を評価する。

十分な記載とは、発注者が成果物の内容を容易に理解でき、それを活用するのに必要な情報が、参考情報も含めて 詳細かつ網羅的に得られるような記載の量をいう。

③記載の表現(情報の表示)を評価する。

理解しうる表現とは、発注者が成果物の内容を理解し、それを活用するのに必要な最低限の情報が得られるような 記載の表現(表示の方法)をいう。

図面表記の一般的なルールに従った表現、標準詳細図や指定された書式を利用した表現などが行われていた場合に 該当する。

<u>④記載の表現(情報の表示)の程度を評価</u>する。 理解しやすくするための表現上の工夫には、背景や経緯の分かる資料、概要書や一覧表の作成、図表の活用、 部分詳細の図示、分野をまたがった表現、成果物以外での説明上の工夫(透視図、模型等)などが考えられる。

		成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた	(1)
成果物の内容		成果物の内容は、発注者の意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に 配慮されたものであった	<u>(2)</u>
成果物の内容	V	成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた	3
		成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた	4

(診断業務では評価しない。)

①成果物の内容を評価する。

予算内で所要性能(契約図書において示した適用基準類等)を満たしており、成果物として最低限の品質を 確保していた場合に該当する。

②成果物の内容の程度を評価する。

上記①を満たした上で、コストバランスに優れ、利用者の利便に配慮した内容となっていた場合に該当する。

③安全対策、環境施策への対応の有無を評価する。

安全対策、環境施策について、要求する性能・水準を満たしていた場合に該当する。

- ・安全対策とは、防災性(耐震・耐火災・耐浸水・耐風・耐雪・耐寒・耐落雷等)や防犯性、
- 施工時の安全対策への配慮等を指す。
- ・環境施策とは、長寿命(フレキシビリティの確保、構造体の耐久性等)、建設副産物の発生抑制・再資源化、 エコマテリアル(低環境負荷材料、副産物・再資源の活用等)、

負荷の低減(建物配置・断熱・自然エネルギーの使用等)、周辺環境の保全等を指す。

④安全対策、環境施策への<u>対応の程度を評価</u>する。

上記③を満たした上で、さらに独自の工夫が見られ、その内容が成果物に反映されていた場合に該当する。

(1)業務目的の達成度 くつづき>

資料等の整理 指示、協議事項への対応	V	打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた	1
		打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた	2
	V	発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた	3
		発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった	4

- ①打合せ記録簿等の成果物以外で契約上求めている資料の有無を評価する。
- ②契約上求めている資料の表現・整理の状況を評価する。
- ③打合せ記録簿等から対応の有無を評価する。
- ④打合せ記録簿等から<u>対応の内容を評価</u>する。 迅速さの判断は、発注者が対応の内容を理解し、必要な指摘・指示を行えるだけの時間的余裕をもって行われたか 否かにより行う。

的確さの判断は、業務目的に照らして妥当な内容か否かにより行う。

(2)課題への対応

	▼ 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決方策に創意工夫が見られた	1
物理的条件	□ 採用された創意工夫は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	2)
社会的条件	▼ 敷地周辺への配慮、ユニバーサルデザインへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決方策に 創意工夫が見られた	<u>3</u>
	□ 採用された創意工夫は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	4

(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ①③課題に対する<u>創意工夫の有無を評価</u>する。 課題に対し、積極的な提案を行うなどの努力によって解決に至った場合に該当する。
- ②④課題に対する<u>創意工夫の内容を評価</u>する。 業務目的等や発注者の意図を反映し、予算的に妥当な範囲で、技術的にも実現可能であり、かつ受注者の独創に 基づいた創意工夫が見られた場合に該当する。

	▼ 利用者の要望に対する解決方策に創意工夫が見られた	1
要望	□ 採用された創意工夫は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	2
コスト	▼ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた	3
	□ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	4

(創意工夫の余地の大きい設計業務のみで評価する。)

- ①課題に対する<u>創意工夫の有無を評価</u>する。 課題に対し、積極的な提案を行うなどの努力によって解決に至った場合に該当する。
- ②課題に対する<u>創意工夫の内容を評価</u>する。 業務目的等や発注者の意図を反映し、予算的に妥当な範囲で、技術的にも実現可能であり、かつ受注者の独創に 基づいた創意工夫が見られた場合に該当する。
- ③コスト配分について評価する。 予算内で要求する性能・水準を満たした上で、工事の目的に照らして、重点的に整備すべき部分(箇所)に 相応の予算を見込んだコスト配分がされていた場合に該当する。
- ④費用対効果について評価する。 事業予算に対して大幅なコスト縮減を図った場合や、予算内で整備効果の最大化が図られたと認められる場合に 該当する。

4. 評定の修正

4-1 業務完了後に生じた事由による減点

対象業務の成果品に、当該業務の受注者に起因する重大な誤謬・欠陥が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合は、当該業務の<u>総合点に対して、遡って減点</u>することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。 また、埼玉県建築設計委託業務成績評定要領(以下「評定要領」という。)第6に定める評定の結果の通知後に 当該事象が発生した場合は、評定要領第8に準じて評定の修正を行うものとする。

〇瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

O AN AND PORT OF THE CHARLES TO AN AN AND THE THE CHARLES THE CHAR		
区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による 瑕疵修補又は損害賠償の実施
減点数	-10点	-20点